

《色彩基準》

アバナイズ市川 菅野五丁目 景観協定の規定による色彩は、次のとおりとする。

1 建築物の外観及び屋根の色彩基準は、次のとおりとする。

- (1) 基本色として使用できる色彩（色相、明度、彩度）は、協定締結時の各戸の外壁色を基に下記色彩表によるものとする。
- (2) 建築物の外壁各面の90パーセント以上の面積は、基本色を使用するものとする。
- (3) 当該基準内の色彩が具体的に認識できるような色見本を、運営委員会に最低1部常備するものとする。

（色彩表）

		色相（小数点第2位を四捨五入）	明度	彩度
		R系（0.1R～10R） YR系（0.1YR～10YR） Y系（0.1Y～10Y）	8.0以上 6.0以上 8.0未満 2.5以上 6.0未満	1.5未満 3.5未満 5.5未満
外 観	外 壁	その他（上記色相及び無彩色以外）	8.0以上 3.5以上	1.5未満 2.5未満
		N（無彩色）	3.5以上	
		N（無彩色）	7.0以下	
		その他（無彩色以外）	7.0以下	1.5未満